

第3章 契 約

○石狩川流域下水道組合競争入札等参加者指名選考委員会要綱

制 定 平成26年5月7日 組合長決裁

(設置)

第1条 石狩川流域下水道組合が建設工事を発注する場合における請負業者の適格性の判定及び格付けを行うため、並びに入札参加者の指名選考等を厳正かつ適正に行うため、石狩川流域下水道組合入札等参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石狩川流域下水道組合競争入札参加資格者名簿に登録すべき者の選定及び建設工事の請負を希望する請負業者について級別の格付けに関する審議
- (2) 一般競争入札に係る入札参加資格要件の決定及びその入札参加資格要件の確認に付随する審議
- (3) 指名競争入札に係る参加者の指名選考及びその指名選考に付随する審議
- (4) 随意契約（その予定価格が、滝川市の規則の準用に関する規則（昭和61年規則第14号）第1条において準用する滝川市財務規則（昭和55年滝川市規則第34号）第143条第1項各号に掲げる金額を超えるものであって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号から第8号（再度の入札に付し落札者がないときを除く。）まで又は第9号に該当するものに限る。次号において同じ。）締結前における随意契約に該当する案件か否かの審議及び選定業者等その内容の審議（次号に該当することとなる場合を除く。）
- (5) 天災地変その他特別の理由により令第167条の2第1項第5号に該当することとなった場合における随意契約締結後におけるその内容の承認
- (6) 入札（契約）保証金の納付の免除についての承認
- (7) 最低制限価格又は低入札価格調査の適用が適当か否かの審議

(組織)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、事務局長を委員長に、事務局次長を副委員長に充てる。

第4条 委員会の委員は、次の職にある者を充てる。

- (1) 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美唄市、奈井江町、新十津川町、上砂川町及び浦臼町については、下水道所管課長
- (2) 雨竜町及び月形町については、し尿所管課長
(委員長の職務及びその代理)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、関係する職員を説明員として委員会に出席させることができる。

4 委員は、委員会に出席できない場合は、その指名する組合構成市町の職員を代理人として出席させることができる。

(参加者の選考)

第7条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、組合長が別に定めるところにより行うものとする。

(書記)

第8条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、奈井江管理センターの職員を充てる。

(指名（参加）業者選考調書の作成等)

第9条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは指名（参加）業者選考調書（別記様式）を作成し、委員長の記名押印を得るものとする。

2 指名選考等に要した資料は、書記が保管する
（守秘義務）

第10条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。
附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年5月8日から施行する。